

平成18年 6 月23日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
J F E システムズ株式会社
代表取締役社長 岩 橋 誠

第23回定時株主総会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第23回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第23期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第23期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき2,800円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、338,050株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(基準日) 第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む、以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>② 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、338,050株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(削除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(名義書換代理人) <u>第8条</u> 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) <u>第9条</u> 当社は、株式および端株につき株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿、株券喪失登録簿および端株原簿の作成、ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿および端株原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則) <u>第9条</u> 当社の株券の種類および株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) <u>第10条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(株主総会の招集) <u>第10条</u> <条文省略> (新設) (招集権者および議長) <u>第11条</u> <条文省略> ② <条文省略></p>	<p>(株主総会の招集) <u>第11条</u> <現行第10条のとおり> (定時株主総会の基準日) <u>第12条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (招集権者および議長) <u>第13条</u> <現行第11条のとおり> ② <現行第11条②のとおり></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② <条文省略></p> <p>(株主総会の議事録) 第14条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役が記名押印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第15条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第16条 <条文省略></p> <p>② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ <条文省略></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を1名代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② <現行第13条②のとおり></p> <p>(株主総会の議事録) 第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 <現行第16条のとおり></p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ <現行第16条③のとおり></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② < 条文省略 ></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② < 現行第17条②のとおり ></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会はその決議によって、取締役社長1名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第19条 < 条文省略 ></p> <p>② < 条文省略 ></p> <p>(取締役会の招集通知) 第20条 < 条文省略 ></p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、<u>取締役会を開く</u>ことができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 < 現行第19条のとおり ></p> <p>② < 現行第19条②のとおり ></p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 < 現行第20条のとおり ></p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、<u>取締役会を開催</u>することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 <u>当社は、取締役会決議の目的たる事項について、議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会議事録) 第22条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名押印する。</p>	<p>(取締役会議事録) 第25条 <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名押印する。</u></p>
<p>(取締役会規則) 第23条 < 条文省略 ></p>	<p>(取締役会規則) 第26条 < 現行第23条のとおり ></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(責任免除)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第25条 <条文省略></p> <p>(監査役の選任方法) 第26条 <条文省略></p> <p>② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定によって、同法第423条第1項に基づく取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の員数) 第29条 <現行第25条のとおり></p> <p>(監査役の選任方法) 第30条 <現行第26条のとおり></p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤の監査役) 第28条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第29条 <条文省略></p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第33条 <現行第29条のとおり></p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(削除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(監査役会の議事録) 第31条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名押印する。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第34条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名押印する。</u></p>
<p>(監査役会規則) 第32条 <条文省略></p>	<p>(監査役会規則) 第35条 <現行第32条のとおり></p>
<p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(責任免除)</p>
	<p>第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定によって、同法第423条第1項に基づく監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>(営業年度および決算期) 第34条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度) 第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当金) 第35条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当) 第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当の基準日) 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第37条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

変 更 前	変 更 後
(新設)	(附則) 第1条 第3条(本店の所在地)は、平成18年12月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は期日経過後これを削除する。

第3号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案どおり取締役に西川 廣氏が新たに選任され、就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に西口 映氏が新たに選任され、就任いたしました。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり取締役の報酬額を「年額金150,000千円以内」に改定し、取締役の報酬には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとするに承認可決されました。

第6号議案 退任取締役に對し退職慰勞金贈呈の件

本件は、原案どおり、本總會終結の時をもって取締役を退任された船谷幹夫氏、稲井直樹氏、浅野有一郎氏、畠山廣造氏、および取締役を辞任された野村信三氏に、在任中の功勞に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰勞金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期・方法等は、取締役會に一任することに承認可決されました。

以 上

なお、本総会終了後の取締役会の決議によって、代表取締役社長に岩橋 誠氏が選定され、就任いたしました。

また、本総会終了後の監査役会の決議によって、常勤監査役に三浦克己および戸部俊一の両氏が選定され、就任いたしました。

以上により、平成18年6月23日現在における当社の取締役および監査役は、次のとおりであります。

代表取締役社長	岩 橋	誠
取 締 役	南 部	正 悟
取 締 役	谷 利	修 己
取 締 役	西 川	廣
常 勤 監 査 役	三 浦	克 己
常 勤 監 査 役	戸 部	俊 一
監 査 役	若 林	莊太郎
監 査 役	西 口	映

(注1) 取締役西川 廣氏は、会社法第2条第1項第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役戸部俊一氏、若林莊太郎氏および西口 映氏は、会社法第2条第1項第16号に定める社外監査役であります。

なお、本総会終了後の取締役会の決議によって、執行役員制度が導入されました。平成18年6月23日現在における当社の執行役員は、次のとおりであります。

社長 (CEO)	岩 橋	誠
専務執行役員	南 部	正 悟
専務執行役員	谷 利	修 己
常務執行役員	野 村	信 三
常務執行役員	畠 山	廣 造
常務執行役員	堀 田	善 一
常務執行役員	原	誠
執 行 役 員	浅 野	有一郎
執 行 役 員	宮 原	一 昭
執 行 役 員	杉	充
執 行 役 員	清 原	庄 三

配当金のお支払いについて

第23期利益配当金は、同封ご送付申しあげました「郵便振替支払通知書」によってお支払いいたしますので、最寄りの郵便局で払渡しの期間中（平成18年6月26日（月）～平成18年7月31日（月））にお受取りください。

なお、銀行口座振込ご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

(ご参考)

内部統制体制構築の基本方針について

当社は、内部統制体制構築の基本方針の以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 当社の企業理念ならびに定款、取締役会規則などをはじめとする、業務遂行にかかわるすべての規範、規定、規則、指針、運用細則など（以下「諸規程・規則」）は包括的の一体として、当社の内部統制体制を構成するものである。したがって、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動にかかわる法令変更あるいは社会環境の変化にしたがい、さらに業務執行の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正を行うことにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めることを基本方針とする。

2. 会社法第362条第4項6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連について次のとおり確認する。

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会規則、情報セキュリティ管理規程、文書管理規程、機密管理取扱規程その他情報の保存、管理にかかわる規程または規定が包括的に、本体制を構成する。

（2）損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①経営にかかわるリスクについては、当社各部門の業務執行において、担当取締役等がリスク管理上の課題を洗い出すことに努めており、個別の重要なリスク課題については、必要な都度、経営会議等で審議する。経営会議等において、社内横断的に当社事業にかかわるリスクの洗い出し、対応方針の協議、検討を継続的に行うものとする。

②災害、事故などにかかわるリスクについては、全社防災規程などにもとづく対応を原則とし、必要に応じ、経営会議等で個別の対策、対応あるいは規程の見直しを審議する。

③全社に影響を及ぼす重大危機発生時には全社危機管理委員会で対応方針を決定する。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会などの会議体における実質的、効率的審議を図ることのほか、経営会議等において業務執行の有効性・効率性の観点からの検討、ルール見直しを継続的に行う。

②内部監査部門が、業務執行の有効性・効率性について監査する。

（4）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社およびグループ会社の経営にかかわる重要事項は、関連規程にしたがい、経営会議の方針審議を経て、取締役会で決定する。なお、重要な投資案件については、関連規程に則って、所定の審査を経たのち取締役会で決定する。

②業務執行は、代表取締役社長のもと担当取締役等により、倫理法令遵守の観点にしたがい、各部門の組織権限・業務規程に則って行う。

③内部監査部門が、倫理法令遵守状況について監査する。

(5) 当該株式会社ならびのその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制

当社はJFEホールディングス株式会社およびJFEスチール株式会社の子会社であり、親会社が保持するJFEグループとしての、倫理法令遵守、リスク管理、財務報告・情報開示などの体制のなかに当社および当社の子会社の体制が組み込まれることにより、企業集団としての体制が構築されている。そのようなグループの体制として、一定重要事項は親会社との事前協議を行なうこと、倫理法令遵守につき親会社が設置するコンプライアンス委員会のもと当社および当社の子会社が遵守体制に組み込まれていること、財務報告・情報開示につきグループとしての検討がなされていること、などがある。

3. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連について次のとおり確認する。

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現行、そのような使用人は設置していないが、監査役が設置を求めた場合は監査役と協議する。

(2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の人事については、監査役と協議する。

(3) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会、経営会議およびその他重要な会議に出席し、報告を受ける。

②取締役および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況の報告を行う。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、監査役会規則を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築する。

②取締役および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

③監査役は会計監査人、内部監査部門の監査結果について適宜報告を受け、緊密な連携を図る。

以上

JFE システムズ株式会社

<http://www.jfe-systems.com/>